厚木市小規模保育事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づき、市長が小規模保育事業を認可するに当たり、厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号）及び厚木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号。以下「認可条例」という。）に定めるもののほか、小規模保育事業の基準を定めることにより、小規模保育施設におけるサービス水準の維持向上を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）小規模保育施設　法第６条の３第10項に規定する事業を行う施設をいう。

（２）連携施設　保育内容の支援及び卒園後の受け皿等について小規模保育施設と連携する保育所、認定こども園及び幼稚園をいう。

（３）保護者　親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳幼児を現に看護するものをいう。

（４）保育士　法第18条の６に規定する保育士となる資格を有し、法第18条の18による登録を受けている者又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の４第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。

（５）保育従事職員　前号に規定する職員及び保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者をいう。

（６）年齢　小規模保育施設に入所した日の属する年度の４月１日の年齢を当該年度中の年齢をいう。

（認可方針）

第３条　小規模保育事業の認可に当たっては、認可条例及び関係法令等に定める基準のほか、本市における児童数の推移、施設等の利用に係る待機の状況等地域の実態、付近の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の整備状況等を十分に勘案し、小規模保育施設の設置が必要であると認められるものでなければならない。

（事前協議）

第４条　事業実施者として認可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、運営の適正化に資するため、小規模保育事業認可事前協議書（別記様式第１）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による協議書等の提出があったときは、その内容が認可条例及び関係法令等に適合しているか審査した上で、受理するものとする。

（認可申請）

第５条　申請者は、前条の規定による事前協議を経た上で、小規模保育事業認可申請書（別記様式第２）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、認可をするものとする。

３　市長は、前項の規定により認可したときは、当該申請に対し、その旨を通知するものとする。

（設置主体）

第６条　設置主体は、法人であることを基本とする。設置主体が個人の場合には、合議制の組織を別に設置し施設の運営に当たること。

２　設置主体が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。

（１）社会福祉法人又は学校法人（以下、「社会福祉法人等」という。）である場合

　　法第34条の15第３項第４号に掲げられた基準に該当しないこと。

（２）社会福祉法人等以外である場合

　　ア　次の要件のいずれにも該当し、保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。

（ア）小規模保育施設の経営を行うために必要な物件について所有権を有しているか又は国若しくは厚木市から貸与若しくは使用許可を受けていること。

（イ）小規模保育施設の年間事業費の12分の１以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

イ　経営者（その者が法人の場合は、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が社会的信望を有すること。

ウ　実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有し、（ア）及び（イ）のいずれにも該当するか又は（ウ）に該当すること。ただし、（イ）については、事業規模等を勘案し必要に応じて要件を課すこととする。

（ア）実務を担当する幹部職員が保育所、認定保育施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（以下、「保育所等」という。）において２年以上勤務した経験を有するものであるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか又は経営担当役員に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

（イ）社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（小規模保育施設の運営に関し、当該設置者の相談に応じ又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

（ウ）経営担当役員に保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

エ　財務内容が適正であること。なお、直近の会計年度において、小規模保育事業以外の事業を含む当該主体の財務内容について、３年以上連続して損失を計上している場合には、少なくとも財務内容が適正であるとは認められない。

オ　法第34条の15第３項第４号に掲げられた基準に該当しないこと。

３　次の各号に掲げる者は、前項第２号アの規定にかかわらず、それぞれ各号に定める不動産について、国又は厚木市以外の者から貸与を受けて小規模保育施設を設置することができる。

（１）既設法人（設置認可申請の際、既に第一種社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第２条第２項第２号から第５号までに掲げるものに限る。）又は第二種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは精神障害者社会復帰施設を経営する事業を行っている社会福祉法人をいう。）が小規模保育施設の用に供する不動産（次の要件に該当する場合に限る。）

　　ア　当該不動産に地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記することについて登記義務者の承諾を得ていること。ただし、次の要件のいずれかに該当する場合は、地上権又は賃借権の登記を要しない。

　　（ア）建物の賃借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

　　（イ）貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

　　イ　賃貸料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

（２）既設法人以外の社会福祉法人が小規模保育施設の用に供する土地（当該小規模保育施設が都市部等土地の取得が極めて困難な地域又は都市部等地域以外の地域であって緊急に小規模保育施設の整備が求められている地域にある場合にあって、次の要件に該当する場合に限る。）

　　ア　当該土地に地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記することについて登記義務者の承諾を得ていること。ただし、貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合その他安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合は、地上権又は賃借権の登記を要しない。

　　イ　賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。

（３）社会福祉法人以外の者に係る小規模保育施設の用に供する土地又は建物（次の要件に該当する場合に限る。）

　　ア　当該土地又は建物に地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記することについて登記義務者の承諾を得ていること。ただし、次の要件のいずれかに該当する場合には、地上権又は賃借権の登記を要しない。

　　（ア）建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

　　（イ）貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

　　イ　賃貸料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。

　　ウ　賃借料の財源について、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、これとは別に、当面の支払いに充てるための１年間の賃借料に相当する資金を、安全性があり、かつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。

　　エ　賃貸料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

（名称）

第７条　小規模保育施設は、市内の保育所等と同様の名称（読み方を含む。）としないなど、保護者に誤解を与えるおそれがないものとする。

（休業日）

第８条　小規模保育施設の休業日は、次に掲げる日とする。

（１）日曜日

（２）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（３）12月29日から翌年の１月３日までの日

２　前項の規定にかかわらず、設置主体が休業日を変更する場合には、市長の許可を受けなければならない。

（開所時間）

第９条　小規模保育施設の開所時間は、原則11時間とし、保護者の労働時間及び家庭の状況等を考慮して、設置主体が定めるものとする。

（対象児童）

第10条　小規模保育施設の対象児童は、０歳から２歳までの市内に在住又は在勤の保護者の児童とする。ただし、やむを得ない特段の事情がある場合は、３歳以上も可能とする。

（保育の内容等）

第11条　小規模保育施設は、認可条例第２条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）保育所保育指針（平成20年３月28日厚生労働省告示第141号）に準じ、小規模保育事業の特性に留意の上、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

（２）乳幼児の日々の生活リズムに沿ったデイリープログラム等を作成すること。

（３）乳幼児の外遊びなど、戸外で活動できる環境を確保すること。

（４）保護者からの意見を聴取する場として、必要に応じて保護者会等を開催すること。

（５）設置主体は、児童の万一の事故等に備え、賠償責任保険に加入すること。

（食事）

第12条　小規模保育施設は、認可条例第２条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守するよう努めなければならない。

２　児童の年齢、発達の段階及び健康状態に応じた食事の提供、宗教上の規則の尊重、アレルギーへの配慮、必要な栄養素摂取量の確保等児童の食事の内容、回数及び時期に適切に応じること。

３　栄養士等の指導の下、食を通じた児童の健全育成を図る観点から、児童の発育及び発達の過程に応じて、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供すること。

（保育料等）

第13条　保育料は、厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年条例第15号）の基準により施設で徴収するものとする。この場合において、保育料の月額には、基本の保育料のほか、給食代、おやつ代、保育に直接必要な保育材料費、光熱水費及びこれらに係る消費税相当分を含むものとする。

２　一時預かり事業を実施する場合の利用料については、市の定めた料金とする。ただし、３歳以上児を預かる場合には、他の児童と区画する等の安全面に配慮すること。

３　第一項の規定による保育料及び延長保育料以外の料金は、実費のかかるものを除き徴収しないものとする。

（苦情への対応）

第14条　苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たってその施設の職員以外の者（以下「第三者委員」という。）を関与させなければならない。

２　前項の規定する第三者委員の設置形態、要件その他の基準は、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年６月７日雇児発第575号厚生省児童家庭局長通知）に定めるところによるものとする。

（設備の基準等）

第15条　小規模保育施設は、認可条例第２条に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下これらを「保育室等」という。）は、原則として１階に設けること。やむを得ず保育室等を２階以上に設ける場合は、認可条例に定める基準のほか、児童の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じること。

（２）乳児室及びほふく室は、保育室と区画すること。また、区画された医務スペース及び沐浴室を設けること。

（３）調理室は、児童が簡単に立ち入ることがないよう、保育室等と区画され、定員に見合う面積及び設備を有すること。また、保健福祉事務所の指導に従うこと。

（４）便所には、専用の手洗設備を設けること。

（５）乳児室又はほふく室の面積は、建築物の内法面積から固定された備品等の面積を控除して算定したもの（以下「有効面積」という。）が、乳児又は満２歳に満たない幼児一人につき3.3平方メートル以上であること。

（６）保育室又は遊戯室の有効面積は、満２歳以上の幼児一人につき1.98平方メートル以上であること。

（７）乳幼児が出入りし又は通行する場所には、乳幼児の転落事故等の防止策を講じ、安全管理に配慮すること。

（８）カーテン及び敷物等については、防炎処理を施すこと。

（９）小規模保育の設置に当たっては、建築基準法に定める保育所の用途とすること。なお、延床面積が100平方メートル未満であり、かつ関係法令等に適合する場合は、この限りではない。

（職員）

第16条　職員の配置基準等は、次のとおりとする。

（１）保育従事職員の数について、次の表の左欄に掲げる年齢区分ごとに右欄に掲げる数で除したもの（小数点以下第２位切り捨て）の合計（小数点以下四捨五入）に１を加えた数以上の人数が常勤職員として確保されていること。

|  |  |
| --- | --- |
| 年齢区分（クラス年齢） | 除する数 |
| ０歳児 | ３ |
| １歳児 | ６ |
| ２歳児 | ６ |
| ３歳児 | 15 |
| ４歳児以上 | 25 |

（２）前号の規定にかかわらず、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、常勤以外の保育従事職員（以下、「短時間勤務職員」という。）を充てることができる。

　　ア　常勤の保育従事職員が組、グループその他保育の実施単位に１人以上（乳児を含む保育の実施単位であって、当該単位に係る配置基準上の定数が２人以上の場合は、最低２人）配置されていること。

　　イ　常勤の保育従事職員に代えて短時間勤務職員を充てる場合の勤務時間数の合計が、常勤の保育従事職員を充てる場合の勤務時間数を上回ること。この場合において、前号の保育従事者数の算定に当たっては、短時間勤務職員の１月の勤務時間の合計を当該事業所の就業規則等で定められている常勤の保育従事職員の１月の勤務時間数で除したものを常勤換算値として適用する。

（３）開所時間中については、現に登園している児童数に対し、第１号に規定する配置基準により算出した数以上の保育従事職員を配置すること。この場合において、保育士資格を有する職員１人以上を含む２人以上の保育従事職員を配置しなければならない。

（４）調理員を置くこと。

（５）前号の規定にかかわらず、次の要件のいずれかに該当する場合は、調理員を置かないことができる。

　　ア　保育所における調理業務の委託について（平成10年２月18日付児発第86号厚生省児童家庭局長通知）の内容に留意し、調理業務の全部を委託する場合

　　イ　連携施設又は近接した同一法人等が運営する施設から給食を搬入することが認められる場合

（６）嘱託医及び嘱託歯科医を置くこと。

（連携施設）

第17条　設置主体は、連携施設を定めなければならない。

（報告等）

第18条　設置主体が社会福祉法人以外の場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）事業の運営に関し、市長が必要な報告を求めたときは、これに応じること。

（２）収支計算書又は損益計算書において、小規模保育事業に係る区分を設けること。

（３）毎会計年度終了後３か月以内に、次に掲げる書類を小規模保育事業に係る現況報告書に添えて市長に提出すること。

　　ア　前会計年度末における貸借対照表

　　イ　前会計年度の収支計算書又は損益計算書

附　則

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和６年８月１日から施行する。

２　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この要綱の改正後の第16条の規定は、適用しない。この場合において、この要綱の改正前の第16条の規定は、この要綱の施行の日以後においても、なおその効力を有する。